

青森中央学院大学・青森中央短期大学オープンアクセスポリシー 実施要領

この実施要領は、「青森中央学院大学・青森中央短期大学オープンアクセスポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の実施に必要な事項について説明するものである。

(趣旨)

1. 青森中央学院大学および青森中央短期大学（以下「本学」という。）は、本学の研究成果を広く公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その創造的成果を地域社会および国際社会に還元し、持続的発展に貢献することを目的として、オープンアクセスに関するポリシーを以下のとおり定める。

1-1. オープンアクセス（OA）の定義

学術情報（学術雑誌論文、会議発表論文、図書等）がインターネット上で公開され、無料で利用できる状態をいう。

1-2. OA の手段

グリーン OA	機関リポジトリ等に登録し、出版社版や著者最終稿を無料で OA 化する方法
ゴールド OA	OA 論文を掲載している学術雑誌に、著者側が APC（Article Processing Charge：論文掲載公開料）を支払って、論文を OA 化する方法

1-3. OA の意義

学術雑誌論文等の研究成果を OA にすることによって、世界中の誰もが無料で閲覧できるようになるため、研究成果の可視性が高まり、被引用回数等のインパクトの増加につながる。

著者にとって、以下のようなメリットがある。

- ・世界中の人に研究成果を読んでもらう機会が得られる。
- ・研究成果が引用される可能性が高まる。
- ・異なる分野の研究成果に触れる機会が増え、研究の幅が広がる。
- ・自分自身の研究成果をいつでも確認することができる。

(定義)

2. 本ポリシーにおける研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）を著者とする学術論文とする。

2-1. 「教員」の範囲

上記以外の教職員、大学院生等は本ポリシーの対象には含まれないが、自発的にリポジトリに登録することを推奨する。

本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し、リポジトリに登録した論文は引き続き保存・公開する。

2-2. 研究成果の範囲

出版社、学協会、学内部局等が発行する出版物に掲載された以下の学術情報であり、査読の有無は問わない。なお、上記以外の研究成果（図書、研究報告書等）もリポジトリに登録することができる。

学外研究者との共同研究成果も本ポリシーの対象となる。

共著者がいる場合は、必ず共著者全員の同意を得たうえでリポジトリに登録すること。なお、筆頭著者（First Author）や責任著者（Corresponding Author）が他機関に所属していて、他機関のリポジトリ等で既に OA になっている場合は登録不要。

(研究成果の公開)

3. 本学は、研究成果を、青森中央学院大学・青森中央短期大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又はその他当該研究成果の著者が選択する方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

3-1. 公開の方法

- ・本学のリポジトリに登録する。
- ・OA ジャーナルに掲載する。
- ・ジャーナルのオプションを選択し、論文単位で OA にする。
- ・外部の機関が設置するリポジトリで公開する。

3-2. 研究成果の著作権

リポジトリへの登録により、研究成果の著作権が移転することはない。

(適用の例外)

4. 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合、本学は当該研究成果について本ポリシーの適用を免除する。又は公開を猶予する。

4-1. 公開が不適切である場合

- ・出版社等に著作権を譲渡しており、著作権者によりあらゆる版の公開が許諾されない場合。

- ・研究成果が個人情報やプライバシーに関する情報を含むため、インターネット上での公開が不適切である場合。
- ・共著者の同意が得られない場合。
- ・出版社と異なる版の公開を差し控えたい場合。
- ・捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合。
- ・その他、公開することにより、教育研究上の不利益や支障が生じる場合。

(適用の不遡及)

5. 本ポリシー施行前に出版された研究成果や、本ポリシー施行前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

5-1. 本ポリシーの適用について

本ポリシーの施行日（令和7年3月31日）以降に出版された研究成果に適用する。

(リポジトリへの登録)

6. 教員は、研究成果をリポジトリで公開することを選択した場合は、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「青森中央学院大学・青森中央短期大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

6-1. 研究成果の提供時期

研究成果は、できるだけすみやかにリポジトリに登録することが望ましい。出版社や学協会等のポリシーにより公開不可期間（エンバゴ）が定められている場合は、指定した日まで公開を保留することができる。

6-2. 研究成果の提供方法

- ・青森中央学院大学・青森中央短期大学 図書館情報センター（以下「センター」という。）へ、メールや学内便等でリポジトリへの登録を依頼する。
- ・共著者がいる場合は、必ず共著者全員の同意を得たうえで提出しなければならない。

6-3. リポジトリ登録が許諾される版

- ・多くの出版社等において、「著者最終稿」（学術雑誌等にアクセプトされる直前に著者が提出した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版）をリポジトリに登録することを許諾している。出版社版をリポジトリに登録可能な場合もある。

- ・論文投稿時に取り交わす著作権譲渡書（Copyright Transfer Form）にリポジトリ登録が許諾される版が明記されるのが一般的だが、センターにおいても出版社等の Web サイトに掲載されているポリシー等を確認し、明確な情報が得られない場合は著者に照会することもある。

(その他)

7. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

7-1. その他の必要事項

本ポリシーの実施にあたり、学内部局等や出版社等との調整が必要な場合は、関係者間で協議する。

以上